

○火災予防条例(例)

(昭和三十六年十一月二十二日
自消防予第第七十三号消防庁長官)

[改正経過]

昭和四八年	一月二〇日	消防予第一一六号
昭和五四年	一〇月一日	消防予第一八二号
昭和五八年	二月二三日	消防予第二四一号
昭和六〇年	九月一〇日	消防予第一〇〇号
平成元年	九月一九日	消防予第一〇四号
平成三年	九月三〇日	消防予第一九八号
平成三年	二月一六日	消防予第二四七号
平成六年	七月一四日	消防予第六四号
平成一〇年	一月二二日	消防予第四号
平成一〇年	五月一八日	消防予第七七号
平成一一年	一月七日	消防予第一号
平成一一年	一月一七日	消防予第三一〇号
平成一二年	七月二六日	消防予第一七〇号
平成一二年	一月二二日	消防予第二五七号
平成一三年	一〇月二五日	消防予第一一七号
平成一四年	三月六日	消防予第七七号
平成一四年	五月七日	消防予第二四号
平成一四年	八月二日	消防予第二二八号
平成一五年	二月一八日	消防予第三三九号
平成一六年	一〇月二九日	消防予第二三九号
平成一六年	二月一五日	消防予第二二七号
平成一七年	三月二二日	消防予第五三〇号

◎の部分は、平成一八年六月一日から施行

※の部分は、平成一九年四月一日から施行

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 削除

第三章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第一節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第三

条―第十七条の三)

第二節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第十八条―第二十

二条の二)

第三節 火の使用に関する制限等(第二十三条―第二十八条)

第四節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第二十九条)

◎第二章の二 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第二十九条の二―第二十九条の七)

第四章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱い

の技術上の基準等

第一節 指定数量未滿の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基

準等(第三十条―第三十二条)

第二節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第

三十三条―第三十四条の二)

第三節 基準の特例(第三十四条の三)

第五章 避難管理(第三十五条―第四十二条)

第六章 雑則(第四十三条―第四十八条)

第七章 罰則(第四十九条・第五十条)

附則

第一章 総則

(目的)

◎第一条 この条例は、消防法(昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。)第九条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第九条の二の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第九条の四の規定に基づき指定数量未滿の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について並びに法第二十二條第四項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、〇〇市(町・村)における火災予防上必要な事項を定めるところを目的とする。

第二章 削除

第二条 削除

第三章 火を使用する設備の位置、構造

及び管理の基準等

第一節 火を使用する設備及びその使用に

際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

(炉)

第三条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。
ない。

一 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。)第五条第一項第一号に規定する建築物等をいう。以下同じ。))の部分の構造が耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和

から二メートル以内の部分は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に十五センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

ハ 給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること。

十五 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある可燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造つた床面に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造つた台の上に設けるか、又は防火上有効な底面通気をはかること。

十六 削除

十七 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

イ 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。

ロ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

ハ 燃料タンクとたき口との間には、二メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあつては、この限りでない。

ニ 燃料タンクは、その容量(タンクの内容積の九十パーセントの量をいう。以下同じ。)に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。

タンクの容量	板厚
五リットル以下	〇・六ミリメートル以上
五リットルを超え二十リットル以下	〇・八ミリメートル以上
二十リットルを超え四十リットル以下	一・〇ミリメートル以上
四十リットルを超え百リットル以下	一・二ミリメートル以上
百リットルを超え二百五十リットル以下	一・六ミリメートル以上
二百五十リットルを超え五百リットル以下	二・〇ミリメートル以上
五百リットルを超え千リットル以下	二・三ミリメートル以上
千リットルを超え二千リットル以下	二・六ミリメートル以上
二千リットルを超えるもの	三・二ミリメートル以上

ホ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあつては、不燃材料で造つた床面に設けること。

ヘ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。

ト 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあつては、この限りでない。

チ 燃料タンク又は配管には、有効なる過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあつては、この限りでない。

リ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること。

ヌ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。

ル 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が浸入しない構造とすること。

ヲ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあつては、この限りでない。

ワ 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉にあつては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること。

カ 燃料を予熱する方式の炉にあつては、燃料タンク又は配管

を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること。

十八 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次によること。

イ 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適當でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。

ロ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあつては、さし込み接続とすることができる。

ハ ロのさし込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。

十八の二 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあつては、必要に応じ次の安全装置を設けること。

イ 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置

ロ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置

ハ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止

できる装置

二 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあつては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置

十八の三 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措施を講じた場合においては、この限りでない。

十九 電気を熱源とする炉にあつては、次によること。

イ 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。

ロ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。

2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 炉の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

二 炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

三 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあつては、前号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として消

防長が指定するものに行わせること。

四 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

五 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。

六 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。

3 入力三百五十キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第二条第九号の二に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

4 前三項に規定するもののほか、液体燃料を使用する炉の位置、構造及び管理の基準については、第二十条及び第二十一条の二から第三十一条の五まで（第三十一条の四第二項第一号から第三号まで及び第八号を除く。）の規定を準用する。

（ふるがま）

第三条の二 ふるがまの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造

とすること。

二 気体燃料又は液体燃料を使用するふるがまには、空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、ふるがまの位置、構造及び管理の基準については、前条(第一項第十一号及び第十二号を除く。)の規定を準用する。

(温風暖房機)

第三条の三 温風暖房機の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。

二 温風暖房機に附属する風道にあつては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によつて算定した数値(入力七十キロワット以上のものに附属する風道にあつては、算定した数値が十五以下の場合は、十五とする。)以上の距離を保つこと。ただし、厚さ二センチメートル以上(入力七十キロワット以上のものに附属する風道にあつては、十センチメートル以上)の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

風道からの方向

距離(単位 センチメートル)

上 方	L×O・七〇
側 方	L×O・五五
下 方	L×O・四五

この表においてLは、風道の断面が円形の場合は直径、矩形的場合は長辺の長さとする。

2 前項に規定するもののほか、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準については、第二条(第一項第十一号及び第十二号を除く。)の規定を準用する。

(厨房設備)

第三条の四 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備(以下「厨房設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋(以下「排気ダクト等」という。)は、次によること。

イ 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ロ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。

ハ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物

品との間に十センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。

ニ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができるものとする
こと。

ホ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。

ヘ 排気ダクトは、曲り及び立下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げること。

二 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。

イ 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置(以下「グリス除去装置」という。)を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

ロ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする
こと。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ハ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置(以下「火炎伝

送防止装置」という。)を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

二 次に掲げる厨房設備に設ける火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。

(イ) 令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(七)項イ、(八)の二項及び(九)の三項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が三百五十キロワット以上のもの

(ロ) (イ)に掲げるもののほか、高さ三十一メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が三百五十キロワット以上のもの

三 天蓋、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。

四 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。

2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、第二条(第一項第十一号から第十四号までを除

く。)の規定を準用する。この場合において第三条第三項の規定中「入力」とあるのは、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。

(ボイラー)

第四条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土、石綿その他の遮熱材料で有効に被覆すること。

二 蒸気の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、ボイラーの位置、構造及び管理の基準については、第二条(第一項第十一号及び第十二号を除く。)の規定を準用する。

(ストーブ)

第五条 ストーブ(移動式のものを除く。以下この条において同じ。)のうち、固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造つたたき殻受けを付設しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第三条(第一項第十一号から第十四号まで及び第十七号ホを除く。)の規定を準用する。

(壁付暖炉)

第六条 壁付暖炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 背面及び側面と壁等との間に十センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、壁等が耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造つたものの場合にあつては、この限りでない。

二 厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を点検することができる構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、壁付暖炉の位置、構造及び管理の基準については、第三条(第一項第一号、第七号及び第九号から第十二号までを除く。)の規定を準用する。

(乾燥設備)

第七条 乾燥設備の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。

二 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあつては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。

三 火粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあつては、乾燥室内に火粉を飛散しない構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の